

京都市都市計画局説明請求審査委員会設置要領

平成21年4月8日 都市計画局長決定
平成22年4月1日 改 正
平成30年4月1日 改 正

(趣旨)

第1条 本要領は、京都市都市計画局説明請求審査委員会（以下「委員会」という。）の設置に関して、必要な事項等を定めるものである。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、建築設計等委託業務監督・検査要綱第2条に規定する業務担当課（以下「業務担当課」という）から別記様式1により依頼を受けた場合、その内容について審議し、審議結果を別紙2により、業務担当課に通知する。

2 業務担当課が審議を依頼することができる事項は、次に定めるとおりとする。

- (1) 京都市都市計画局建築設計等委託業務成績評定要領第12条に定める再説明請求に関する事項
- (2) 京都市都市計画局建築工事監理委託業務成績評定要領第12条に定める再説明請求に関する事項
- (3) 京都市都市計画局土木設計業務等委託成績評定要領第12条に定める再説明請求に関する事項
- (4) その他、成績評定に係る事項

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 都市企画部長
 - (2) 公共建築部長
 - (3) 公共建築部建築担当部長
 - (4) 住宅室住宅事業担当部長
 - (5) 住宅室技術担当部長
- 2 委員会には委員長を置き、委員長は都市企画部長とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員会は必要に応じて学識経験者、都市計画局及び事業所管部局の部長級職員並びに業務担当課の課長級職員を委員会に加えることができる。

(召集及び議事)

第4条 委員会は、業務担当課から別記様式1により依頼を受けた場合のほか、委員長が必要と認めるときに随時召集し、開催する。

- 2 委員会は、委員長が議長となり議事進行する。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審査委員会の会議に出席させ、その

意見又は説明を求めることができる。

(事務局)

第5条 委員会の庶務は都市企画部都市総務課におく。

(補足)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、都市計画局長が定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別記様式第1（第4条関係）

年 月 日

説明請求審査委員会 委員長 あて

業務担当課課長
(担当：)

再説明請求について（依頼）

上記のことについて、京都市都市計画局説明請求審査委員会要領第2条第1項の規定に基づき、下記及び別紙のとおり資料を添付して依頼します。

記

- | | |
|-----------|---------|
| 1 委託業務名 | 〇〇業務委託 |
| 2 受託者 | 〇〇設計事務所 |
| 3 完了検査年月日 | 〇〇年〇月〇日 |
| 4 評定点 | 〇〇点 |
| 5 依頼内容 | 別紙のとおり |

別記様式第2（第4条関係）

年 月 日

業務担当課課長 あて

説明請求審査委員会 委員長
(担当：都市企画部都市総務課)

再説明請求について（回答）

上記のことについて、京都市都市計画局説明請求審査委員会要領第2条第2項の規定に基づき、下記及び別紙のとおり回答します。

記

- | | |
|-----------|---------|
| 1 委託業務名 | 〇〇業務委託 |
| 2 受託者 | 〇〇設計事務所 |
| 3 完了検査年月日 | 〇〇年〇月〇日 |
| 4 審議内容 | |